

【平成25年度市民協働参画関連主要施策の状況】

平成25年度は、平成27年度までの5年間の新たな計画期間として平成23年3月に改定した「下関市市民活動基本計画」の3年度目にあたる。本市においては平成25年度においても、この計画に基づき、市民文化課及びしものせき市民活動センターが中心となり、市民協働参画全般に係る促進施策を実施し、広く市民協働参画を啓発するとともに、市民参画の定着化及び市民活動支援に重点を置いた施策を実施した。

主要な施策としては、市民協働参画の理解促進を目的に、行政職員を対象とした第10回パートナーシップ研修会「市民協働のまちづくり～ワークショップ実践編～」を実施したほか、市民活動団体において持続的かつ効果的な団体運営が可能となるよう、「プロから学ぶ！チラシづくり」等の実践的参加型講座を企画し、技術的側面を支援する市民活動教養講座を開催した。

また、市民の自主的かつ主体的なまちづくりを推進するため、公益的な市民活動を助成する「市民活動支援補助金制度」により、事業の公益性が高いと認められた市民活動団体31団体に支援を行った。

さらに、市民活動拠点施設である「しものせき市民活動センター」（愛称：ふくふくサポート）は約2万8千人の方にご利用いただいた。本市において、今後さらに市民活動の促進を図っていくため、同施設のより一層の活用が期待される。

また、市民活動を行う団体が、その活動中の思わぬ事故により指導者及び参加者等が傷害を被ったり、損害賠償責任を負ったりした場合に保険金が支払われる「市民活動保険」（P3参照）も、平成25年度で12年を経過し、好評を得ている。不測の事態に陥っても安心して活動を行っていただけるよう、市民活動の側面的支援の一端としての役割を担っている。

庁内各部局においても、各所管の施策において市民協働参画を実施展開した。



▲下関市市民協働参画条例のマスコットキャラクター「ももしー君」

「市民活動教養講座」の開催

日時：平成 25 年 6 月 22 日 13：00-15：00 「プロから学ぶ！写真術」
7 月 27 日 13：00-15：00 「プロから学ぶ！チラシづくり」
8 月 10 日 10：00-14：00 「プロから学ぶ！ブログ作成術」
9 月 28 日 10：00-14：00 「プロから学ぶ！ブログ活用術」

場所：しものせき市民活動センター

市民協働を担う市民活動団体の基盤強化の必要性が高まっており、市内における市民活動の広報を中心とした技術向上を図り、基盤強化へ繋げる講座を開催しました。どの講座も定員を超えた申し込みがあるほど好評で、アンケートも大変好評でした。それぞれの講座を通じて市内における市民活動の広報力の底上げにつながりました。

【写真】



【チラシ】



【ブログ】



「市民活動ポスター展」の開催

期間：平成 25 年 11 月 1 日～平成 26 年 3 月 6 日

場所：しものせき市民活動センター ほか 8 か所

市民活動団体の活動内容や会の活動方針などをまとめ、ポスター展を開催しました。これまで、技術や予算などでポスターにする事が難しかった団体の方も広報機会を得られ、しものせき市民活動センターに来られない方の目にも留まるように、豊浦、豊田、豊北、菊川地域など市域の広い範囲で実施しました。ポスターをご覧になった市民から団体へ直接お問い合わせもあり、協働による市民活動の啓発と広報機会の拡張につながりました。

【下関市役所本庁舎】



11 月 8 日～11 月 15 日

(8 日間)

【菊川総合支所】



12 月 13 日～12 月 20 日

(8 日間)

【川棚公民館】



1 月 17 日～1 月 23 日

(7 日間)

【しものせき市民活動センター】

Tel 083-231-1826(直通) Fax 083-232-1881

E-mail katsudou@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

平成25年度市民活動保険の運営

市民活動中の思わぬ事故により指導者及び参加者等が傷害を被ったり、損害賠償責任を負ったりした場合、保険会社より保険金が支払われます。

対象になる活動：市内に活動の拠点を置き、5名以上の市民により自主的に組織された市民団体等が自主的に無報酬で行う、継続的、計画的、公益性のあるさまざまな活動が対象になります。（ただし、政治、宗教、営利を目的とするものは除きます。）

区分	活動内容	23	24	25					
		年度	年度	年度					
		報告 件数	報告 件数	報告 件数	請求 件数	入院 (日)	通院 (日)	損害 (件)	支払金額 (円)
1	自治会等 清掃	7	5	14	14	88	100		464,000
2	自治会等 その他	8	8	6	5	4	67	1	271,410
3	青少年育成活動	1	2	2	2	0	5	1	10,000
4	社会福祉奉仕活動	0	0	0	0	0	0		0
5	スポーツ・レクリエーション 活動	6	10	7	7	0	40	1	89,700
6	市主催の市民活動	0	2	0	0	0	0		0
7	その他	0	0	2	1	11	2		37,000
	合計	22	27	31	29	103	214	3	872,110

【保険金額】

傷害保険（1人あたり）

死亡保険金 500万円

後遺傷害保険金 15万円～500万円

入院保険金 日額3,000円（180日限度）

通院保険金 日額2,000円（90日限度）

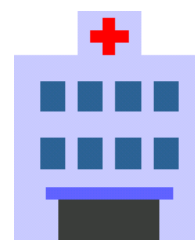
※入院・通院保険金は、事故日より合算して180日が限度

賠償責任保険

身体賠償 最高1人6,000万円（1事故3億円）

財物賠償 最高300万円

※1回の事故につき5,000円は免責



【しものせき市民活動センター】

Tel 083-231-1826(直通) Fax 083-232-1881

E-mail katsudou@city.shimonoseki.yamaguchi.jp